

規則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十八号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中

を		様式第四号中	
名	第	第	第
(歯科技工所番号:)			
に改める。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。